

鳥取市内高齢者福祉施設開設法人 様

鳥取市長 深澤 義彦
(公 印 省 略)

令和 7 年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用による
介護基盤等の整備要望について（照会）

平素より、本市の高齢者福祉施策の推進にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
標記について、国から協議実施に係る連絡がありました。

つきましては、本市における事業要望の集約を行いますので、事業実施を希望される場合は、一先ず電話等で長寿社会課に意思表示のうえ、下記の要領で要望書をご提出くださいますようお願いいたします。
なお、本要望に当たっては、国及び市の予算措置の状況により助成が受けられない場合があること及び原則令和 7 年度中（令和 8 年 3 月 3 1 日まで）に完了するものであることをご承知おきください。

記

1 対象事業及び提出書類等

(1) 対象事業（詳細は別添地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表参照）

※令和 6 年 4 月 1 日より義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化されている非常災害対策計画の策定がない施設については補助対象外となります。

【スプリンクラー設備等整備事業】

次の施設のスプリンクラー設備等を整備する事業

施設種別	補助率	上限額	下限額
ケアハウス、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 ※上記施設種別のうち、定員のうち要介護 3～5 の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設を除く。	定額	スプリンクラー設備(1,000 ㎡未満) 9,710 円／㎡ (消火ポンプユニット設置 +2,440 千円／施設) 自動火災報知設備(300 ㎡未満) 1,080 千円／施設 消防機関へ通報する火災報知設備(500 ㎡未満) 325 千円／施設	なし

【認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業】

利用者等の安全性確保等の観点から耐震改修、水害対策や老朽化に伴う大規模修繕等を行う事業

施設種別(定員 29 人以下のものに限る)	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額	1,540 万円／施設	80 万円／施設 ※非常用自家発電設備は下限なし
認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773 万円／施設	

【社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業】

利用者等の安全性確保等の観点から施設の老朽化に伴う大規模修繕を行う事業

※補助対象は、社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設または令和 4 年 4 月以降に法人間合併を行った法人内の施設に限る。

施設種別（定員 30 人以上のものに限る）	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	総事業費 6,160 万円/施設	総事業費 80 万円/施設

【高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業】

災害による停電・断水時に施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、次の施設の非常用自家発電設備、給水設備の整備、水害対策に伴う改修等を行う事業

・非常用自家発電設備

施設種別（定員 30 人以上のものに限る）	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費 500 万円/施設

・給水設備

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費 500 万円/施設
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院、認知症対応型グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等			なし

・水害対策強化

施設種別（定員 30 人以上のものに限る）	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費 80 万円/施設

【高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業】

災害による倒壊事故等を防ぐため、次の施設のブロック塀等を改修整備する事業

・安全対策強化

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4	なし	なし

感染拡大を防止する観点から、次の施設の換気設備の設置を行う事業

・換気設備設置

施設種別	補助率	上限額	下限額
入所系の介護施設・事業所	定額	4,000 円/㎡ ※面積は「居室」部分のみ対象	なし

（２）提出書類

- ・別紙要望書
- ・別紙調書
- ・平面図、位置図、写真（現況及び改修箇所がわかるもの）
- ・見積書 ※2 社以上必要

(3) 参考資料

- 参考 1 補助対象整理表
- 参考 2 防災改修等支援事業の取扱いについて
- 参考 3 高齢者施設等の水害対策強化事業
- 参考 4 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について

3 提出期限 令和 7 年 4 月 2 1 日 (月) 期限厳守

4 提出先 〒680-8571 鳥取市幸町 7 1 番地
鳥取市福祉部長寿社会課管理係 (担当：田中)

(担当) 福祉部長寿社会課 管理係 田中 T e l (0857) 30-8211 F a x (0857) 20-3906 M a i l choju@city.tottori.lg.jp
--